

## 香川地方最低賃金審議会

### 第2回 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和元年9月30日 15時11分～16時44分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 冷凍調理食品製造業最低賃金について(金額審議)		
議事要旨	<p>1. 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局(香川労働局賃金室)より最低賃金に関する基礎調査結果について説明がなされた。</p> <p>③ 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側から金額提示がなされ、提示金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2. 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 823円 (+30円)を提示。          根拠 : 平成16年当時の県最賃と冷食の特定最賃との差は117円であったが、その後特定最賃の上げ幅が年1、2円であったため、県最賃に追いつかれた。香川の特徴的な産業である冷食の健全な発展、優秀な人材の確保のためにも+30円の823円を提示する。これであれば影響率も15%程度である。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 820円 (+27円)を提示。          根拠 : 使用者側の厳しい実情も理解できるところがある。819円の場合と影響率が同じ13.6%であることから、+27円の820円を提示する。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 818円 (+25円)を提示。          根拠 : 原料価格、運送費、人件費などの諸経費の高騰が激しく、また食の安全・安心に係る管理費等も必要であり厳しい状況である。この実情を表す気持ちとして+25円の818円を提示したい。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 819円 (+26円)を提示。          根拠 : ・特定最賃と県最賃の制度趣旨も踏まえ+26円の819円を提示する。</p> <p>労使双方これ以上の歩み寄りの様子が見えないうえ、次回の専門部会において引き続き審議することを確認し、散会。</p>		